

中部広域都市計画事業美里第二土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則

(令和8年3月31日規則第24号)

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 清算金の徴収(第5条―第12条)

第3章 清算金の交付(第13条―第15条)

第4章 供託手続等(第16条・第17条)

第5章 雑則(第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄市が土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定により施行する中部広域都市計画事業美里第二土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付について、法、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)及び沖縄市都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和49年沖縄市条例第81号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(清算金額の算出)

第2条 法第103条第4項に規定する換地処分公告のあったときは、法第87条の規定により定めた各筆各権利別清算金明細等に基づき、宅地の所有権又は宅地に存する所有権以外の使用収益権(以下これらの権利を総称して「権利」という。)を有する者ごとに各権利に対する清算金の集計又は相殺を行い、徴収又は交付すべき清算金額を決定し、清算金台帳(様式第1号)を作成する。

2 共有又は準共有に係る権利がある場合は、共有者又は準共有者のそれぞれの持分に応じて清算金を分割した後、前項の規定による集計又は相殺を行う。

3 数人の相続人の有する権利がある場合は、前項の規定を準用する。

(相殺)

第3条 清算金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金と、その者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

(清算金額の通知)

第4条 第2条の規定により徴収又は交付すべき清算金額を決定したときは、清算金金額通知書(様式第2号)及び清算金内訳書(様式第3号)を清算金を納付すべき者及び交付を受けるべき者に送付する。

第2章 清算金の徴収

(清算金の徴収)

第5条 清算金の徴収に当たっては、清算金徴収簿(様式第4号)を作成する。

- 2 清算金を一括徴収する場合は、清算金徴収通知書(様式第5号)を清算金を納付すべき者に送付する。
- 3 清算金を徴収するときは、納期限の30日前までに清算金納入通知書(様式第6号)を清算金を納付すべき者に送付する。

(清算金の分割納付)

第6条 条例第22条第5項の規定による清算金の分割納付の承認の申請をしようとする者は、市長が定める日までに清算金分割納付申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、第1回目の分納すべき期日から起算して30日前までに清算金分割納付承認通知書(様式第8号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、清算金を分割徴収する場合は、清算金分割徴収金額通知書(様式第9号)を清算金を納付すべき者に送付する。

(清算金の繰上納付)

第7条 清算金を分割して納付すべき者から未納の清算金の全部又は一部について、繰上納付申出書(様式第10号)により繰上納付の申出があった場合は、直前の納期限までの納付が完了していることを確認の上、申出に応じ、納付すべき清算金及び利子の金額を計算し、繰上納付承認通知書(様式第11号)と清算金納入通知書を申出者に送付する。

(清算金の繰上徴収)

第8条 清算金を分割して納付すべき者が、納付すべき金額を納期限までに納付しないため、分割を取り消す場合は、納付すべき清算金及び利子の金額を計算し、清算金分割徴収取消及び繰上徴収決定通知書(様式第12号)と清算金納入通知書を清算金を納付すべき者に送付する。

(清算金債務の引受)

第9条 徴収すべき清算金に係る債務の引受けの申出は、清算金を納付すべき者及び引受人が連署押印した併存的債務引受の申出書(様式第13号)によるものとする。この場合において、申出が併存的債務引受の申出書でなくても所定の要件を満たすものであれば受け付けるものとする。

- 2 市長は、前項の申出を受けた場合は、原則として認めることとし、併存的債務引受の承諾書(様式第14号)を双方に送付する。

(清算金債務の相続)

第10条 清算金を納付すべき者について相続があったときは、相続人は、直ちに清算金債務の承継届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

- 2 清算金債務の承継届が提出された場合は、これを審査の上、被相続人の未納の清算金を相続による承継内容に応じて按分する。
- 3 清算金債務の承継届の提出がない場合は、相続人及びその者の相続分を調査し、相続分が判明したときはこれに基づき、相続分が不明のときは法定相続分により、被相続人の未納の清算金を按分して各相続人が納付すべき清算金を算出する。
- 4 市長は、前2項の規定により納付すべき清算金額を算出した場合は、清算金債務承継通知書(様式第16号)により相続人に通知する。

(督促)

第11条 市長は、清算金(法第110条第2項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以下この項において同じ。)を納付すべき者が納期限までに清算金を納付しないときは、当該納期限の翌日から起算して20日以内に、納付すべき期限を指定して督促状(様式第17号)を発するものとする。

- 2 前項の納付すべき期限は、当該督促状を発した日から起算して15日を経過した日とする。

(延滞金の減免)

第12条 市長は、清算金を納付すべき者が納期限までに清算金を納付しなかったことについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第23条第3項の規定により延滞金を減免することができる。

(1) 避けることのできない災害等により損失を受けた場合で、やむを得ない事情があると認められるとき。

(2) 前号のほか市長が特に減免の必要があると認めたとき。

- 2 前項の規定により、減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書(様式第18号)に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、減免の適否を決定し、延滞金減免(決定・却下)通知書(様式第19号)により申請者に通知するものとする。

第3章 清算金の交付

(清算金の交付)

第13条 清算金の交付に当たっては、清算金交付簿(様式第20号)を作成する。

- 2 清算金を一括交付する場合は、交付期日の30日前までに清算金交付通知書(様式第21号)及び清算金交付請求書(様式第22号)を清算金の交付を受けるべき者に送付する。
- 3 清算金を分割交付する場合は、清算金分割交付金額通知書(様式第23号)を送付し、交付期日の30日前までに清算金交付通知書及び清算金交付請求書を清算金の交付を受けるべき者に送付する。
- 4 清算金の交付を受けようとする者は、清算金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 5 清算金の交付は、原則として、権利者が沖縄市の指定金融機関等に設けている預金口座への口座振替の方法による。

(清算金債権の譲渡)

第 14 条 清算金の交付を受けるべき者は、当該清算金に係る債権を譲渡したときは、署名押印し確定日付のある内容証明郵便又は公証人役場にて確定日付を得た債権譲渡の通知(様式第 24 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る債権の譲受人に対して当該清算金を交付するものとする。

(清算金債権の相続)

第 15 条 清算金の交付を受けるべき者について相続があった場合は、相続人は、直ちに相続を証する書類を添付し相続人全員が署名押印した清算金債権の相続届(様式第 25 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出書の提出があった場合は、当該相続人に対し、清算金を交付するものとする。
- 3 清算金債権の相続届の提出がない場合は、相続人及びその者の相続分を調査し、相続分が判明した場合はこれに基づき、相続分が不明の場合は法定相続分により、被相続人へ交付すべき清算金を按分して各相続人へ交付すべき清算金を算出し、交付する。
- 4 居所不明又は受領拒否の相続人に係る清算金は、供託する。

第 4 章 供託手続等

(供託)

第 16 条 清算金を交付する場合において、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該清算金を供託する。ただし、第 1 号の場合において、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者(以下「担保権者等」という。)から次条第 1 項に規定する申出書の提出があったときは、この限りでない。

- (1) 清算金の目的となっている宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権が存するとき。
- (2) 清算金の受領を拒んだとき。
- (3) 受取人の所在が不明のとき。
- (4) 受取人を確知することができないとき。
- 2 前項の供託は、供託規則(昭和 34 年法務省令第 2 号)の規定に基づき、供託書及び供託通知書を作成し、供託所に提出して行う。
- 3 清算金を供託する場合においては、清算金供託調書(様式第 26 号)を作成する。
- 4 清算金を供託した場合には、清算金の交付を受けるべき者又は担保権者等に対し供託したことを清算金供託通知書(様式第 27 号及び様式第 28 号)により通知する。

(供託不要の手続)

第 17 条 清算金を交付すべき場合において、当該権利について担保権者等があるときは、法第 112 条該当調書(様式第 29 号及び様式第 30 号)を作成し、担保権者等に交付金供託不要の申出書(様式第 31 号)を送付する。

- 2 担保権者等から前項に規定する申出書が提出された場合は、清算金の交付を受けるべき者に清算金を交付する。この場合において、複数の担保権者等があるときは、その全ての者から前項に規定する申出書の提出を要する。

第 5 章 雑則

(権利の移動があった場合の届出義務)

第 18 条 清算金を徴収又は交付する場合において、清算金に係る土地に関する権利に移動があったときは、当事者は延滞なく連署の上で、所有権移転届出書(様式第 32 号)を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出が清算金の分割徴収又は分割交付を受ける者であった場合、債務の引受け又は債権の譲渡の手続により、各土地の清算金の分割徴収又は分割交付の回数及び期日は移動前のものを継承する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。